

付置義務Q&A

『目 次』

1 一般的なよくある質問

Q 1-1	付置義務対象区域は？	P 2
Q 1-2	付置義務対象者は？	P 2
Q 1-3	付置義務対象施設は？	P 2
Q 1-4	マンションは付置義務対象となるのか？	P 2
Q 1-5	民間の保育園（託児所）は、付置義務対象となるのか？	P 2
Q 1-6	ショールームのみの場合は、付置義務対象となるのか？	P 3
Q 1-7	対象となる施設面積とは？（バックヤードを含む？）	P 3
Q 1-8	駐輪スペースの基準は？	P 3
Q 1-9	施設敷地内に自転車駐車場が設けられない場合は？	P 3
Q 1-10	テナントが決まっていないが、どの用途で設置台数を算出すればよいのか？	P 3
Q 1-11	テナントが決まっていないが、業種に応じた緩和措置を適用できるのか？	P 3
Q 1-12	自転車駐車場設置届を提出する時期は？	P 3
Q 1-13	設置届提出から決定までに要する期間は？	P 3
Q 1-14	付置義務による必要台数の規模に応じた緩和とは？	P 4

2 設置届の様式に関すること

Q 2-1	設置届の記入内容は？	P 5
Q 2-2	設置届の申請者は誰？	P 5
Q 2-3-1	設置届に必要な提出書類は？	P 5
Q 2-3-2	自転車駐車場等変更届に必要な提出書類は？	P 5
Q 2-3-3	自転車駐車場設置義務者地位承継届に必要な提出書類は？	P 5
Q 2-4	管理の方法を記載した書類とは？	P 5
Q 2-5	添付図面は、駐輪場配置図と駐輪場詳細図を一つにまとめてもよいのか？	P 6

3 その他

Q 3-1	原動機付自転車用のスペースも設けなければならないのか？	P 6
Q 3-2	50cc を超える原動機付自転車や自動二輪車も対象とするのか？	P 6
Q 3-3	駐輪場の入口表示板、案内板に関する規定事項は？	P 6
Q 3-4	増改築はないが、テナントのみ用途変更する場合、付置義務対象となるのか？	P 6
Q 3-5	罰則規定は？	P 6

4 必要台数の計算例

Q 4-1	食料品等小売店舗 426 m ² の計算方法は？	P 7
Q 4-2	食料品を取り扱わない小売店舗(靴) 426 m ² の計算方法は？	P 7
Q 4-3	食料品等小売店舗(既設) 303 m ² に 458 m ² 増床の計算方法は？	P 7
Q 4-4	食料品を取り扱わない小売店舗 785 m ² の一部 258 m ² を飲食店に用途変更する場合の計算方法は？	P 7
Q 4-5	食料品等小売店舗 282 m ² , 銀行 230 m ² の計算方法は？	P 8
Q 4-6	食料品等小売店舗 282 m ² , 飲食店(専門店) 145 m ² の計算方法は？	P 8
Q 4-7	食料品等小売店舗(既設) 303 m ² に銀行 458 m ² 増床の計算方法は？	P 8
Q 4-8	百貨店などの複数の用途施設である場合の計算方法は？	P 9

1 一般的なよくある質問

Q 1-1 付置義務対象区域は？

- A 都市計画法に定められている「市街化区域」が自転車駐車場の付置義務の対象となる区域です。
(市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。)

Q 1-2 付置義務対象者は？

- A 対象となる施設の設置者（所有者）が対象です。
賃貸等による建物で営業されるときも、施設の設置者（所有者）が対象となります。

Q 1-3 付置義務対象施設は？

- A 下記の用途に利用される、いわゆる集客施設が対象となります。

対象となる用途の区分：

- ・食料品等小売店舗
- ・食料品を取り扱わない小売店舗
- ・コンビニエンスストア
- ・遊技場（パチンコ店、ゲームセンター等）
- ・銀行（銀行、信用金庫）
- ・飲食店
- ・病院等（病院、診療所、歯科医院、歯科診療所）
- ・学習施設（専門学校、各種学校、学習塾）
- ・博物館等（博物館、美術館、図書館）
- ・スポーツ施設（フィットネスクラブ、各種運動教室等）
- ・郵便局
- ・映画館
- ・カラオケボックス
- ・レンタルビデオ店
- ・官公署

※対象とならない主な例

- ・学校（幼稚園、小学、中学、高校、大学）、養護老人ホーム、マンション、美容院、銭湯、マッサージ店、クリーニング店、など

Q 1-4 マンションは付置義務対象となるのか？

- A 住居のみを用途とした建物であれば、付置義務の対象外となります。
建物に上記用途の施設（テナント等）が入居する場合は対象となります。
また、「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」で駐輪場が必要となる場合がありますので、建築指導課（TEL 222-3620）に確認して下さい。

Q 1-5 民間の保育園（託児所）は、付置義務対象となるのか？

- A 対象外です。
民間の保育園（託児所）は学習施設には含まれません。

Q 1-6 ショールームのみの場合は、付置義務対象となるのか？

A： 対象外です。

Q 1-7 対象となる施設面積とは？（バックヤードを含む？）

A： 小売店舗については、大規模小売店舗立地法における店舗面積に該当する面積を対象とします。その他の施設については、小売店舗の店舗面積の考え方を準用しています。具体的には、一般利用客が利用する部分の床面積であり、バックヤード、廊下（連絡通路等）、エレベーターホール、トイレ等は施設面積の対象とはなりません。

Q 1-8 駐輪スペースの基準は？

A： 駐輪場の区画は、平置きの場合にあっては1台当たり幅0.5m、長さ2.0mを確保して下さい。ただし、ラック等を設置する場合は、ラックの寸法を基準とします。

駐輪場は、区画線、表示板、自転車マーク（路面表示）等を設置し、駐輪場であることがわかるよう明示して下さい。また、入口から離れた場所に駐輪場を設ける場合には、適切に誘導する案内板を設置して下さい。

Q 1-9 施設敷地内に駐輪場が設けられない場合は？

A： 駐輪場は原則、施設敷地内又は当該施設からの歩行距離がおおむね50m以内の場所に確保して下さい。施設敷地外に駐輪場を設ける場合は、施設の入口付近の見やすい場所に、案内板を設置し、利用者を駐輪場まで誘導して下さい。

（前述の場所に駐輪場を設置することが困難であると認める場合は、当該施設からの歩行距離がおおむね250m以内の場所に設置することができます。事前に必ず自転車政策推進室に相談して下さい。）

Q 1-10 テナントが決まっていなくても、どの用途で設置台数を算出すればよいのか？

A： テナントの施設用途が決まっていなくても、原則としては、最も厳しい基準である「郵便局」（施設面積：150㎡以上、設置基準：10㎡/台）で算出された台数を付置義務台数とします。

ただし、「郵便局」が入居しないという確約がある場合には、次に厳しい基準である「遊技場」「スポーツ施設」「レンタルビデオ店」（施設面積：250㎡以上、設置基準：15㎡/台）で算出された台数を付置義務台数とします。また、「遊技場」「スポーツ施設」「レンタルビデオ店」も入居しないという確約がある場合については、次に厳しい基準である「食料品等小売店舗」等（施設面積：300㎡以上、設置基準：20㎡/台）で算出された台数を付置義務台数とします。

（※この場合の確約とは仮契約書や、その業種にしか使用できないと判断できる施設図面の提示等をいいます。）

Q 1-11 テナントが決まっていなくても、業種に応じた緩和措置を適用できるか？

A： 原則、適用できません。

（ただし、入店するテナントの業種が特定できるもの（テナント募集案内の写し等）、及び誓約書を提出することで、緩和措置の適用を認める場合があります。事前に必ず自転車政策推進室に相談して下さい。）

Q 1-12 自転車駐車場設置届（以下、「設置届」という。）を提出する時期は？

A： 建築確認申請の際に、自転車駐車場設置届の届出済印（裏判）が必要となりますので、建築確認申請前に設置届を提出して頂くことになります。施設の計画が決まりましたら、早めに自転車駐車場設置届を提出して下さい。

Q 1-13 設置届提出から決定までに要する期間は？

A： 必要書類を提出して頂いてから決定まで約10日間必要となります。書類の修正があった場合や、案件によってはさらに時間を要することがありますので、余裕を持って提出して下さい。

Q1-14 付置義務台数の規模に応じた緩和とは？

A： 施設面積が5,000 m²以上の非常に大きな施設については、下表のとおり緩和措置を設けています。

大規模施設の計算方法

施設の種類	店舗面積	台数
食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗，コンビニエンスストア，飲食店又は学習施設	5,000 m ² 未満	$N=A/20$
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N=(A-5,000)/40+250$
	10,000 m ² 以上	$N=(A-10,000)/60+375$
遊技場，スポーツ施設又はレンタルビデオ店	5,000 m ² 未満	$N=A/15$
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N=(A-5,000)/30+334$
	10,000 m ² 以上	$N=(A-10,000)/45+501$
銀行，病院等又は官公署	5,000 m ² 未満	$N=A/25$
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N=(A-5,000)/50+200$
	10,000 m ² 以上	$N=(A-10,000)/75+300$
博物館等	5,000 m ² 未満	$N=A/70$
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N=(A-5,000)/140+72$
	10,000 m ² 以上	$N=(A-10,000)/210+108$
郵便局	5,000 m ² 未満	$N=A/10$
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N=(A-5,000)/20+500$
	10,000 m ² 以上	$N=(A-10,000)/30+750$
映画館又はカラオケボックス	5,000 m ² 未満	$N=A/30$
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N=(A-5,000)/60+167$
	10,000 m ² 以上	$N=(A-10,000)/90+251$

(凡例) N：付置義務による必要台数，A：施設面積

※大規模混合用途施設の施設面積の合計が、5,000 m²を超えていても、個々の用途が5,000 m²を超えない場合は緩和措置の対象となりません。

2 設置届等の様式に関すること

Q 2-1 設置届の記入内容は？

A： 届出の際には、**様式6の1**、又は**様式6の2**を記入して頂きます。
記入方法については**それぞれの様式の記入例**を参照して下さい。

Q 2-2 設置届の申請者は誰？

A： 施設の設置者（建物所有者）です。

Q 2-3-1 設置届に必要な提出書類は？

A： **※詳しくは、ホームページの「自転車駐車場設置届の手の流れと提出書類について」参照**
(1)自転車駐車場設置届
(2)付近見取図
(3)図面
①施設及び自転車駐車場の配置図
②施設の各階平面図
③自転車駐車場の平面図
(4)自転車駐車場の管理の方法を記載した書類
(5)自転車駐車場付置義務の台数算定根拠
(6)委任状
(7)基準時以前に対象用途を有する建物が存在したことを証明する資料（建築確認申請書類）
(8)その他市長が必要と認める図書

Q 2-3-2 自転車駐車場等変更届に必要な提出書類は？

A： 設置届により届け出た内容を変更しようとする場合には、「自転車駐車場等変更届」が必要です。
【必要な書類】
①自転車駐車場等変更届（記入方法については、記入例を参照して下さい。）
②変更の内容が分かる資料（変更部分を着色する等、変更内容をわかりやすく示してください。）

Q 2-3-3 自転車駐車場設置義務者地位承継届に必要な提出書類は？

A： 設置義務者から、付置義務の対象となる施設を取得した場合は、当該設置義務者の地位を承継します。この場合は、承継のあった日から30日以内に、「自転車駐車場設置義務者地位承継届」が必要です。
【必要な書類】
①自転車駐車場設置義務者地位承継届（記入方法については、記入例を参照して下さい。）
②承継の事実を証する書類（土地・建物の登記事項証明書など）

Q 2-4 自転車駐車場の管理の方法を記載した書類とは？

A： 設置届提出の際に、下に示す管理運営に関する内容を記載した書類を提出して頂きます。記入方法については、記入例を参照して下さい。
(1)営業時間及び自転車駐車場利用時間
(2)駐車場の整理整頓について
(3)付置義務による自転車駐車場の目的外使用の禁止について
(4)駐車場内の放置自転車の処理について
(5)防災・衛生の観点からの注意事項について
(6)駐車場と店舗の入口が離れている場合において、駐車場利用者の案内・誘導方法
(7)その他、駐車場利用者の利便性を図る措置

Q 2－5 添付図面は、自転車駐車場の配置図と平面図を一つにまとめてもよいのか？

A： 自転車駐車場の区画の寸法、明示方法等、必要な内容がわかりやすく表記されていれば、配置図と平面図を一つにまとめて提出していただくことができます。

3 その他

Q 3－1 原動機付自転車用のスペースも設けなければならないのか？

A： 設置される自転車駐車場は付置義務台数のうち1割を目安に、原動機付自転車の駐車にも対応可能な形態のものとしてください。
(区画は自転車駐車場の基準と同等以上を確保してください。)

Q 3－2 50cc を超える原動機付自転車や自動二輪車も対象となるのか？

A： 対象となりません。駐輪場は自転車、50cc 以下の原付用として設置して下さい。
自動二輪車用駐車場を設ける場合でも、別途駐輪場を必要台数設けていただくこととなります。

Q 3－3 駐輪場の入口表示板、案内板に関する規定事項は？

A： 設置場所、仕様（意匠、寸法、材質）について確認させていただきます。駐輪場の入口表示板、案内板を設置される場合は、届出の際に意匠図や構造図等を添付して下さい。また、設置箇所を駐車場配置図等に記載して下さい。

Q 3－4 増改築はないが、テナントのみ用途変更する場合、付置義務対象となるのか？

A： 施設を用途変更される場合は、新築及び増床同様、付置義務の対象となります。

Q 3－5 罰則規定は？

A： 自転車駐車場付置義務に関して、京都市自転車等放置防止条例に定められた事項に違反した場合には、措置命令や50万円以下の罰金等を科せられることがあります。

4 必要台数の計算例

(1) 単独施設

Q 4-1 食料品等小売店舗 426 m²の計算方法は？

A $426 \div 20 = 21.3 \div 21$ (切下げ値)

付置義務台数は21台

Q 4-2 食料品を取り扱わない小売店舗(靴) 426 m²の計算方法は？

A 業種による緩和措置……必要台数の5割(靴屋)を軽減

$426 \div 20 = 21.3 \div 21$ (切下げ値)

$21 \times 0.5 = 10.5 \div 11$ 台 (切上げ値)

付置義務台数は11台

※業種による緩和措置計算後の台数は、小数点以下を切り上げた値になります。

Q 4-3 食料品等小売店舗(既設) 303 m²に458 m²増床の計算方法は？
(既設部分の食料品等小売店舗が昭和60年10月1日より以前から設置されている場合)

A 増床による緩和措置……既設部分必要台数の9割を軽減

$\frac{\text{増加後の施設面積に応じた台数} - \text{増加前の施設面積に応じた台数} \times 0.9}{\text{増加後の施設面積に応じた台数}}$

増加後の施設面積に応じた台数

$(303 + 458) \div 20 = 38.05 \div 38$ 台 (切下げ値)

増加前の施設面積に応じた台数

$303 \div 20 = 15.15 \div 15$ (切下げ値)

$15 \times 0.9 = 13.5 \div 14$ 台 (切上げ値)

$38 - 14 = 24$ 台

付置義務台数は24台

Q 4-4 食料品を取り扱わない小売店舗 785 m²の一部 258 m²を飲食店に用途変更する場合の計算方法は？
(既設部分の食料品を取り扱わない小売店舗が平成12年12月1日より以前から設置されている場合)

A 単独施設の一部を用途変更

用途変更する施設は新築や増床と同様に扱います。施設の一部を用途変更する場合、用途変更をしない施設についても、増床時の既設部分の扱いと同様に、既設部分施設面積に相当する自転車駐車場規模の1割が付置義務として課されます。

$\frac{\text{用途変更後の施設面積に応じた台数} - \text{用途変更しない既設部分施設面積に応じた台数} \times 0.9}{\text{用途変更後の施設面積に応じた台数}}$

用途変更後の施設面積に応じた台数

$785 \div 20 = 39.25 \div 39$ 台 (切下げ値)

用途変更しない既設部分施設面積に応じた台数

$(785 - 258) \div 20 = 26.25 \div 26$ (切下げ値)

$26 \times 0.9 = 23.4 \div 24$ 台 (切上げ値)

$39 - 24 = 15$ 台

付置義務台数は15台

(2) 複合施設

Q 4－5 食料品等小売店舗 282㎡，銀行 230㎡の計算方法は？

- A 食料品等小売店舗： $282 \div 20 = 14.1 \div 14$ 台（切下げ値）
銀行： $230 \div 25 = 9.2 \div 9$ 台（切下げ値）

$$14 + 9 = 23 \text{ 台}$$

付置義務台数は 23 台

Q 4－6 食料品等小売店舗 282㎡，飲食店(専門店) 145㎡の計算方法は？

- A 業種による緩和複合施設 ……必要台数の 5 割（専門店）を軽減
食料品等小売店舗： $282 \div 20 = 14.1 = 14$ 台（切下げ値）
飲食店(専門店)： $145 \div 20 = 7.25 \div 7$ （切下げ値）
 $= 7 \times 0.5 = 3.5 \div 4$ 台（切上げ値）

$$14 + 4 = 18 \text{ 台}$$

付置義務台数は 18 台

※業種による緩和措置計算後の台数は小数点以下を切り上げた値になります。

Q 4－7 食料品等小売店舗（既設）303㎡に銀行 458㎡増床の計算方法は？
（既設部分の食料品等小売店舗が昭和 60 年 10 月 1 日より以前から設置されている場合）

- A 増床による緩和措置……既設部分必要台数の 9 割を軽減
増加後の施設面積に応じた台数－増加前の施設面積に応じた台数×0.9
増加後の施設面積に応じた台数
食料品等小売店舗： $303 \div 20 = 15.15 \div 15$ 台（切下げ値）
銀行： $458 \div 25 = 18.32 \div 18$ 台（切下げ値）
 $15 + 18 = 33$ 台
増加前の施設面積に応じた台数
 $303 \div 20 = 15.15 \div 15$ （切下げ値）
 $15 \times 0.9 = 13.5 \div 14$ 台（切上げ値）

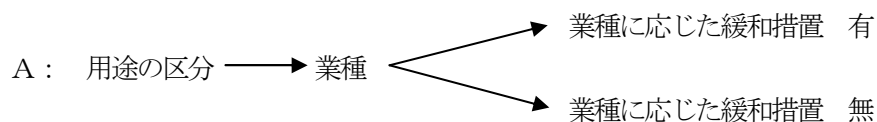
$$33 - 14 = 19 \text{ 台}$$

付置義務台数は 19 台

Q 4－8 百貨店などの複数の用途施設である場合の計算方法は？

- 1F 食料品店 819 m², 靴屋 326 m², 宝石店 185 m²
 2F 化粧品店 132 m², 婦人服店 543 m²
 3F スポーツ用品店 214 m², 家電店 421 m²
 4F ゲームセンター 700 m²

用途や業種が複数にわたる場合、下記のように用途、業種ごとに分類し台数の計算を行って下さい。



用途の区分	業種	業種に応じた緩和措置	
食料品等小売店舗	食料品店 (819 m ²)	<u>緩和措置無し</u> 819÷20=40.95≒40 台 (切下げ値)	
食料品を取り扱わない 小売店舗	靴屋 (326 m ²) 化粧品店 (132 m ²) 婦人服店 (543 m ²) スポーツ用品店 (214 m ²) 家電店 (421 m ²)	必要台数の 5 割に軽減 326+132+543+214+421=1,636 m ² 1,636÷20=81.8≒81 (切下げ値) 81×0.5=40.5 (小数点そのまま)	40.5+0.9 =41.4 ≒42 台 (小数点その ままで合算 し, 切上げ値)
	宝石店 (185 m ²)	必要台数の 1 割に軽減 185÷20=9.25≒9 (切下げ値) 9×0.1=0.9 (小数点そのまま)	
遊技場	ゲームセンター (700 m ²)	<u>緩和措置無し</u> 700÷15=46.66≒46 台 (切下げ値)	

※緩和措置計算後の小数は切り上げた値になります。

食料品等小売店舗：40台

食料品を取り扱わない小売店舗：42台

遊技場：46台

$$40 + 42 + 46 = 128 \text{ 台}$$

付置義務台数は128台